

内部情報システム再構築等業務

要件定義書

令和6年1月
米原市政策推進部デジタル未来推進課

目次

1. 機能要件	3
(1) 機能に関する事項	3
(2) 画面に関する事項	3
(3) 帳票に関する事項	3
(4) データに関する事項	3
(5) 情報システム間連携に関する事項	3
2. 非機能要件	4
(1) ユーザビリティおよびアクセシビリティに関する事項	4
(2) システム方式およびシステム環境に関する事項	5
(3) 規模に関する事項	6
(4) 性能・拡張性に関する事項	7
(5) 信頼性に関する事項	7
(6) 上位互換性に関する事項	8
(7) 中立性に関する事項	8
(8) 情報セキュリティに関する事項	8

1. 機能要件

(1) 機能に関する事項

本システムに求める機能要件の一覧は、別紙「機能要件書」を参照すること。

なお、別紙「機能要件書」に記載がないパッケージ機能については、原則、全て導入すること。ただし、導入に当たり、運用手順等に影響のある機能等は、影響および業務効率性を考慮し、協議の上決定する。

(2) 画面に関する事項

「1.(1)機能に関する事項」、「2.(1)ユーザビリティおよびアクセシビリティに関する事項」および本書に定めるその他事項に基づき、必要な画面を用意すること。その際、一度の手続で画面遷移が過剰に発生し事務効率下がらない仕組みであること。また、画面遷移または展開が必要となる場合は、待機時間がないようにすること。「2.(1)ユーザビリティおよびアクセシビリティに関する事項」を本システムの画面でどのように実現するかについて、分かりやすいメニュー構成や画面の項目間の引継ぎ、入力内容のエラーチェックなどの要素を含めて、要件定義（補完工程）で整理すること。

(3) 帳票に関する事項

本システムでは、原則、パッケージシステム標準の帳票を使用する。このうち、必要となる帳票出力機能は、別紙「機能要件書」に示す。

(4) データに関する事項

本市の関連事務に係る主な手続の件数は、歳入関連調書が年間約2万6千件、歳出関連調書が年間約4万6千件であるため、想定される処理件数を踏まえた上で、「2.非機能要件」を満たすこと。

なお、本システムに保有するデータは、過去5年度分を想定しており、過去5年度以前のデータは、削除できる仕組みを有すること。ただし、インボイス制度に伴う対象書類の保管義務（現在は7年間）に合わせたデータを保有できること。また、文書管理システムは、文書保存年限に合わせた管理、人事給与システムは、過去データを削除しないこととする。

文書管理、電子決裁においては、原則、全ての文書を電子化対象としていく方針であるため、処理速度、容量など性能面への支障がないようにすること。なお、より最適なリソース運用とするために運用後に実運用規模に応じて性能を拡張することは問題ない。ただし、運用に支障がない形で拡張するとともに、契約費用内で対応すること。

(5) 情報システム間連携に関する事項

別紙「機能要件書」の要件を満たすための外部インタフェースを要件定義（補完工程）で検討すること。

2. 非機能要件

(1) ユーザビリティおよびアクセシビリティに関する事項

本システムの各機能におけるユーザビリティおよびアクセシビリティについて、配慮すべき事項等を示す。

ア. 画面構成

- ① システム全体の画面遷移、画面表示および画面構成に統一性があること。
- ② 画面を一度閉じたり、メニュー画面に遡ったりすることなく、連続的な操作を可能とすること。
- ③ 一連の処理において、画面が遷移しても一度入力した情報が引き継がれるようにし、再入力を不要とすること。
- ④ ポップアップ表示による子画面を除き、各画面上に統一的な操作メニューを表示し、他の画面への遷移を可能とすること。
- ⑤ 利用者が操作や入力を間違えないデザインや案内を提供すること。
- ⑥ 業務上不要な情報、デザインを排し、できる限りシンプルで分かりやすい画面構成にすること。
- ⑦ 業務の頻度や業務上の処理手順を考慮し、作業効率を考慮した画面見出し、画面構成、画面遷移にすること。
- ⑧ 利用者の操作手順を考慮し、画面上の表示・入力項目を、上から下へ、左から右へ流れる順番に配置すること。
- ⑨ 画面上に表示する操作の指示や説明、メニュー、用語等は、利用者に誤解を生じさせないように正確かつ直観的に理解できる用語を使用し、指示や説明に用いる用語（メニュー名、ボタン名等）、デザインには、システム全体で一貫性を持たせること。
- ⑩ 確認画面を用意し、利用者が行った操作や入力の取り消し、やり直しが、その都度できるようにすること。
- ⑪ 画面の初期表示時に、入力項目や選択項目などに適切な既定値を設定すること。既定値の設定有無、設定値は、本市と協議の上、設計時に仕様を決定すること。
- ⑫ 表示される言葉は、米原市文書取扱規程等で規定している言葉とすること。

イ. 操作のしやすさ・分かりやすさ

- ① 無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等で利用者が作業できるようにすること。
- ② 画面の記載項目をコピー・ペーストできること。
- ③ マウス操作、キーボード操作に対応できること。
- ④ 入力、項目間の遷移、決定等の処理は原則キーボード操作で処理できること。
- ⑤ 操作画面、文字を拡大・縮小できること。
- ⑥ 操作方法が不明なときに必要な操作が記載されている、操作マニュアルやFAQが容易に参照できること。

ウ. 指示や状態の分かりやすさ

- ① 操作の指示、説明、メニュー等には、利用者が正確にその内容を理解できる用語を使用すること。
- ② 必須入力項目と任意入力項目の表示方法を変えるなど、各項目の重要度を利用者が認識できるようにすること。
- ③ 入力すべき項目が一目で分かるように色等により識別し表示できること。
- ④ システムでコード管理している入力項目は、プルダウン等から選択できる等、コードを記憶しなくても入力できること。
- ⑤ コード管理されていない場合でも、入力の選択肢が限られている項目は、文字入力ではなくプルダウン等から選択することで入力できること。
- ⑥ 日付入力が必要な項目は、手入力のほか、カレンダー入力ができること。
- ⑦ 日付入力が必要な項目は、西暦・和暦のいずれでも対応できること。または、西暦・和暦の変

換（読み替え）が容易にできること。

- ⑧ システムが処理を行っている際、処理中であることが分かること。

エ. エラーの防止と処理

- ① 利用者が操作、入力等を間違えないようなデザインや案内を提供すること。
- ② 重要な処理については事前に注意表示を行い、利用者の確認を促すこと。
- ③ 入力内容の機械的論理チェック（全半角確認、日付等の整合性確認、入力必須項目確認など）ができること。
- ④ エラーが発生したときは、利用者が容易に問題を解決できるよう、エラーメッセージ、修正方法等について、分かりやすい情報提供をすること。
- ⑤ 重要な情報、留意が必要な情報は、表示時点で注意を促せること。

オ. 操作補助

- ① 利用者が必要とする際に、ヘルプ情報やマニュアル等を参照できるようにすること。

カ. アクセシビリティ

- ① 色の違いを識別しにくい利用者（視覚障がい等）を考慮し、利用者への情報伝達や操作指示を促す手段はメッセージを表示する等とし、可能な限り色のみで判断するようなものは用いないこと。

キ. 言語対応

- ① 画面上に表示する用語は、原則日本語であること。

(2) システム方式およびシステム環境に関する事項

ア. 本システムの構成に関する全体の方針

- ① パッケージソフトウェアは原則 Web システム方式とし、クライアント端末に特別なソフトをインストールすることなく、クライアント端末で利用できる標準的なソフトウェア（Microsoft Edge、Acrobat Reader、Microsoft Office 等）でシステム利用が行えること。なお、Microsoft Edge の IE モードでの動作ではなく、Microsoft Edge の基本モードでの動作とすること。
- ② ライセンスについては、「2.(3)規模に関する事項」を基に必要な数を用意すること。また、原則、利用者数の増加により、ライセンスの追加費用が発生しないこと。
- ③ ハードウェア（物理サーバ、ストレージ等）は「2.(3)規模に関する事項」を参考とし、必要な機器を用意すること。

イ. 開発方式

- ① 本システムは、本市と同等規模（人口約 3.8 万人）以上での稼働実績があるパッケージシステムであること。
- ② 本システムは、ノンカスタマイズでの構築とする。システムに追加機能を施すオプションの標準装備は妨げないが、これにより保守性を損なうことや運用経費の高額化とならないこと。

ウ. クライアント要件

- ① 主なクライアント端末は、「表 2-1 クライアント端末のスペック」に示すスペックおよびソフトウェア構成となっており、下記のスペックで問題なく動作すること。

表 2-1 クライアント端末のスペック

基本 スペック	OS	Windows 10 Pro (x64)
	CPU	Intel Core i5-8250U CPU @ 1.60GHz
	メモリ	8GB
	HDD	256GB SSD
最低 スペック	OS	Windows 10 Pro (x64)
	CPU	Intel Core i5-6200U CPU @ 2.30GHz
	メモリ	4GB
	HDD	128GB SSD

エ. ネットワーク要件

- ① 本システムは、LGWAN 接続系ネットワークに接続すること。
- ② 通信回線費用については、本市側・データセンター側を問わず、導入および継続経費を全て見積りに含めること。
- ③ 通信回線接続に際して、ネットワーク機器等が必要となる場合は見積りに含めること。
- ④ 本業務の目的や要件を達成できるシステムが安定稼働するに足りる十分な帯域を用意すること。
- ⑤ 閉域網サービスおよびVPN等を利用したセキュリティの高い通信回線を用いること。
- ⑥ 本市とデータセンター間を接続する通信回線は、冗長化すること。
- ⑦ 本市とデータセンター間の疎通試験は、受託者が主体となり責任を持って実施すること。

オ. データセンターおよびクラウドサービス要件

- ① 本システムは、別紙「データセンター要件一覧」の要件を満たすデータセンター、またはこれに相当するクラウドサービスに構築すること。
- ② データセンターおよびクラウドサービスの利用においては、本市他システムでの利用実績や価格優位性を踏まえて、おうみ自治体クラウド協議会の IaaS 基盤（仮想基盤）の利用を前提とすること。ただし、提案するシステムにおいて、おうみ自治体クラウド協議会の IaaS 基盤でのシステム利用ができない、本市が求める要件を満たせないなどの事情がある場合はその限りではない。
- ③ おうみ自治体クラウド協議会の IaaS 基盤を利用しようとする場合は、必要リソース等を提示の上、下記 IaaS 基盤運用業者から金額の提示を受け、見積りに含めること。なお、見積りに際しては、IaaS 構成および金額を IaaS 利用料金として分かるように、一項目として記載すること。
京都電子計算（株） 第1営業部 075-241-5552
- ④ おうみ自治体クラウド協議会の IaaS 基盤を利用する場合は、本市と IaaS 基盤の事業者間で IaaS 基盤の利用に係る契約を行う。
- ⑤ データセンターの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、本市の合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ⑥ 一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであること。なお、原則として、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- ⑦ 情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。従って、本市が要求する任意の時点（時期は双方協議の上で決定する。）で情報資産を他の環境に移管させることができること。

(3) 規模に関する事項

ア. ユーザ数

- ① 本システムは、「表 2-2 利用ユーザ数」にあるユーザ数が利用することを前提として、リソ

- ースおよび性能を設計すること。
- ② ユーザ数が増加しても管理、運用できる十分なリソースおよび性能を有すること。

表 2-2 利用ユーザ数

システム	利用ユーザ数	備考
財務会計	700 人	
人事給与	60 人	
庶務管理	1,000 人	
人事評価	1,000 人	
文書管理	700 人	
電子決裁	700 人	

(4) 性能・拡張性に関する事項

ア. 業務処理量

- ① 本システムは原則 24 時間利用できること。
- ② バックアップ処理、夜間バッチ処理、定時再起動等は利用時間に極力影響がないこと。
- ③ 利用者の増加については、原則、本契約の範囲内で対応すること。
- ④ 同時アクセス数の増加については、原則、本契約の範囲内で対応すること。

イ. 性能目標値

- ① システム稼働のオンラインレスポンスタイムは、通常時 3 秒以内を目標とすること。
- ② システム稼働のオンラインレスポンスタイムは、アクセス集中時 5 秒以内を目標とすること。

ウ. 拡張性

- ① 本システムを構成する各リソース（CPU、メモリ、ディスク等）を十分に配分することができ、枯渇を予見した場合には容易に拡張することができること（大規模なシステム改修等を除き、拡張に伴う費用は原則保守対応に見込むこと。）。
- ② 帳票の軽微な修正（レイアウトの変更を伴わない固定文言等の修正等）は、追加費用なく対応できること。

(5) 信頼性に関する事項

ア. 可用性

- ① 受託者はバックアップ処理を構築し、本システムの各データを保全すること。
- ② システムで保存するデータは、少なくとも日次の頻度でバックアップすること。なお、それぞれバックアップ内容は、本市と協議の上、設計すること。
- ③ システムで保存するデータは、日次で 3 世代以上バックアップが可能であること。なお、それぞれバックアップ保存は、本市と協議の上、設計すること。
- ④ バックアップデータは、次のデータを想定する。なお、バックアップの内容については、協議の上、決定する。
 - A) OS、ミドルウェア、アプリケーション（設定内容、セキュリティパッチ等の管理）
 - B) 業務データ（各業務のデータベース）
 - C) アプリケーションの実行ログ
 - D) その他システム資産管理に必要な項目
- ⑤ 処理誤りやシステムデータの破損、滅失等した場合、バックアップデータからデータを復旧できること。
- ⑥ 本システムのサーバ・ディスク等は、全て冗長化（サーバ・ストレージの二重化等）すること。
- ⑦ サーバ等はオンライン業務に支障を来さぬように、負荷分散を行うなどの対策を講じること。

- ⑧ RPO（目標復旧地点）について、システム障害時において、障害復旧完了後、1 開庁日前の時点（日次バックアップ）を使用したリストアを行うこと。
- ⑨ RTO（目標復旧時間）について、システム停止を伴う障害（主にハードウェア・ソフトウェア故障）が発生した際、原則 12 時間以内に復旧を行うこと。その際、窓口対応等、システム停止が及ぼす影響が大きい機能の復旧を優先すること。

イ. 完全性

- ① 機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ② 複数のシステムのデータの整合性を容易に確認でき、欠損・不整合時速やかに検知できること。また、検知後の復旧が容易にできること。

(6) 上位互換性に関する事項

- ① クライアント端末の OS や Web ブラウザのバージョンアップに備え、特定のバージョンに依存しないこと。
- ② クライアント端末の OS や Web ブラウザおよびその他実行環境等のバージョンアップの際、必要な調査および作業を実施することで、バージョンアップに対応可能なシステムとすること。なお、本市と協議・合意の上、対応期限を決定し、速やかに対応すること。

(7) 中立性に関する事項

- ① ハードウェア、ソフトウェアを相互に連携させる際に特定の製品や技術に依存した構成とせず、後にそれぞれに変更があった場合についての影響範囲を最小限とする構成にすること。
- ② 採用するハードウェア、ソフトウェア等は、全てオープンなインターフェースを利用して接続またはデータの入出力が可能であること。
- ③ 採用するハードウェア、ソフトウェア等の構成要素は、標準化団体（ISO、IETF、IEEE、ITU、JISC 等）が規定または推奨する各種業界標準に準拠すること。
- ④ 本システムで利用する文字は、原則文字情報基盤を活用し、文字コードは Unicode であることが望ましいが、JISX0213:2004 でも可とする。なお、本要件以外での対応になる場合、システム間連携、データ出力、データ移行の作業、また、クライアント端末・プリンターなどの設定において影響が出ないようにすること。
- ⑤ 本システムを更改する際に、移行の妨げや特定の装置・システムに依存することを防止するため、原則として本システム内のデータは、XML や CSV 等の標準的な形式または汎用性の高い技術で取り出すことができるものとする。

(8) 情報セキュリティに関する事項

ア. 基本要件

- ① 本システムにおける個人情報、アクセスログ、パスワードは可能な限り暗号化の上、保存すること。暗号化の対応がないシステムについては、代替手段（アクセスできるサーバ・端末を制限する等）によりセキュリティを確保すること。
- ② 外部からの不正処理（不正侵入や、データやプログラムの改ざん、それによるデータの漏えいなどの脅威など）に対し、対策を講じること（SQL インジェクションなどの WEB システムにおける脆弱性対策を含む）。
- ③ 職員以外が使用する端末（リモート保守端末を含む。）は、外部媒体等によるデータの出力ができない対策を講じること。また、本市から対策の実施状況について求められた場合は、都度報告すること。
- ④ 伝送データの暗号化について、ネットワーク上の伝送データは第三者に漏洩しないよう暗号化を実施すること。または、専用線（VPN 含む。）を使用すること。
- ⑤ 不正処理を検知するために、監視のための記録（操作履歴ログ）を取得すること。

イ. アクセスログの保存

- ① 利用者の操作記録（以下「アクセスログ」という。）を保存できること。
- ② アクセスログは5年以上保存できること。
- ③ 保存したアクセスログを CSV 形式等で出力できること。もしくは、本市の求めに応じて SE 作業等により受託者から本市に提示できること。

以 上